

# 京都教育大学附属京都小中学校 東櫻同窓会(仮称) 会則 (案)

制 定 平成 23 年 6 月 25 日

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この団体は、「京都教育大学附属京都小中学校 東櫻同窓会(仮称)」と称し、京都教育大学附属京都小中学校の同窓会である。

第 2 条 京都教育大学附属京都小中学校 東櫻同窓会(仮称) 以下、本会)は、事務所を(住所が決まったらいれる)京都教育大学附属京都小中学校内に置く。

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、京都教育大学附属京都小中学校の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 会員の集いの開催
2. 会報の発行
3. 会員名簿の維持・更新
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第 5 条 会員は、前条に規定する以外の目的で本会員名簿を使用及び利用することができない。

## 第 2 章 会 員

第 6 条 会員資格は細則にこれを定める。

第 7 条 正会員は、総会の議決により別に定める会費を負担しなければならない。ただし、会員に特別な事情があると認められるときは、常任理事会の承認により会費を免除することができる。

## 第 3 章 役 員

第 8 条 本会に次の役員及び理事を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 理事長 1 名
4. 常任理事 15 名以上 25 名以内

5. 理 事 学年年次ごとに若干名。ただし卒業年次の事情によりおかないことができる。

6. 監 事 1 名以上 3 名以内

第 9 条 本会は、本会の運営に貢献したものを顧問とすることができる。顧問は会の運営に助言を行う。

第 10 条 会長、副会長は、総会において、正会員のうちから、これを選出する。会長及び副会長は、常任理事となる。

第 11 条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、総会により後任の会長が選出されるまで、その職務を代理する。

第 12 条 理事は学年年次ごとの互選により選出する。ただし各学年年次より理事の選任なきとき、または当該学年年次より 3 年以上連絡のないときは会長が指名する。

第 13 条 理事は当該年次正会員の状況を把握して本会との連絡にあたり必要に応じて本会の会務(庶務、会計、名簿の編集、広報、その他)の執行に参画する。

第 14 条 常任理事は理事の互選によって定める。常

任理事は、常任理事会を組織し、本会の会務を分担執行する。

第 15 条 理事長は常任理事の互選によって定める。理事長は、各常任理事の会務執行を調整する。また、会長・副会長がともに職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

第 16 条 監事は、通常総会において、正会員のうちからこれを選出する。本会の会計ならびに常任理事の会務の執行状況を監査し、監査報告を作成する。また不整を発見したときは、これを理事会または総会に報告せねばならない。

第 17 条 顧問は会長・副会長・常任理事経験者等の中から理事長が委嘱する。

第 18 条 本会の役員の任期は、次期通常総会までの 3 年間とし、重任は妨げない。

第 19 条 本会の事務を執行するため、本会は職務を委託することができる。職務執行委託者は会長が選任し、有給もしくは有料であることを妨げない。

## 第 4 章 会 議

第 20 条 本会の会議は、総会、常任理事会、及び、理事会とし、会長がこれを招集する。

第 21 条 総会を本会の最高議決機関とし、通常総会及び臨時総会とする。

第 22 条 通常総会は 3 か年ごとに 1 回開催する。

第 23 条 総会の議案は、常任理事会の議決を経たものに限る。

第 24 条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第 25 条 臨時総会は常任理事会又は監事が必要と認めたととき、又は、会員の 5 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があった時に招集しなければならない。

第 26 条 総会を招集する時は、総会開催の 20 日前迄に、開催日時・場所等を会員に通知する。

第 27 条 総会の議事整理のために毎回議長 1 名を当日出席の会員中から選ぶ。

第 28 条 総会では次の事項を行なう。

1. 庶務および会計に関する事項
2. 事業報告に関する事項
3. その他総会の承認を必要とする事項

第 29 条 総会の議事録は、作成の上これを保存する。

第 30 条 理事会は通常総会と同日もしくは通常総会後、遅滞なく会長が招集し、常任理事を選任する。理事会は 25 名以上の理事の出席をもって成立する。ただし書面もしくは電子書面による委任状をもって出席にかえることができる。

第 31 条 常任理事会は常任理事をもって構成し、理事長が毎年一回以上招集する。

第 32 条 常任理事会は、次の事項を行なう。

1. 事業執行に関する事項
2. 理事長の選任
3. 監事の候補適任者の選定
4. 臨時総会招集の議決
5. 規則施行に関する細則の制定改廃
6. その他本会の事業に関し常任理事

会において必要と認めた事項

第 33 条 常任理事会は常任理事の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することが出来ない。ただし書面もしくは電子書面による委任状をもって出席にかえることができる。

- 第 34 条 常任理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決することによる。
- 第 35 条 常任理事会の議事録は、作成の上これを保存する。
- 第 36 条 常任理事会は会務執行上必要であるときは、常任理事会のもとに、会員をもって構成する委員会をおくことができる。委員会の代表は常任理事とする。
- 第 37 条 理事長は必要と認めた場合、常任理事以外の者を常任理事会に出席させ意見を述べさせることができる。
- 第 38 条 監事は理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

## 第 5 章 資産及会計

- 第 39 条 本会の資産は、細則に定める。
- 第 40 条 本会の資産の管理は、会長がこれを行なう。
- 第 41 条 本会の会費の徴収および事業にともなう支出は理事長が行う。
- 第 42 条 本会の資産は、次のとおりとする。
1. 財産目録記載の財産
  2. 入会金及び会費
  3. 事業に伴う収入
  4. 資産から生じる果実
  5. 寄付金
  6. その他の収入
- 第 43 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算並びに事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、年に一度、常任理事会の承認を受けなければならない。また通常総会において、3年に一度承認を受けなければならない。
- 第 44 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 支 部

- 第 45 条 本会は、支部を置くことができる。

## 第 7 章 雑 則

- 第 46 条 会則の実施にあたってはこの会則に反しない範囲内で細則を常任理事会の議決を経て別に定める。
- 第 47 条 本会則を変更しようとするときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 第 48 条 本会の解散は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 第 49 条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経て、京都教育大学に寄付するものとする。

## 附則

1. この会則は、本会が設立した日から施行する。
2. 平成23年6月時点において附属京都小学校東櫻同窓会および京都教育大学附属京都中学校同窓会の正会員もしくは特別会員もしくは名誉会員であった者は、本会においても、それぞれ正会員、特別会員、名誉会員とする。

## 細則

### 第1条 総則

本細則は、本会則の実施にあたり、本会則第46条の定めるところによりその細則を規定するものである。

### 第2条 会員資格

1. 本会の正会員は、以下の者とする。
  - (ア) 京都教育大学附属京都小中学校に入学、転入学及び編入学した者
  - (イ) 平成23年6月に附属京都小学校東櫻同窓会の正会員であった者
  - (ウ) 平成23年6月に京都教育大学附属京都中学校同窓会正会員であった者
  - (エ) 京都教育大学附属京都小学校・附属京都中学校もしくはその前身の学校に在籍したが、卒業しなかった者のうち、常任理事会の承認を経た者。
2. 本会の特別会員は、以下の者とする。
  - (ア) 京都教育大学附属京都小中学校現職員及び職員であった者
  - (イ) 平成23年6月に附属京都小学校東櫻同窓会の特別会員であった者
  - (ウ) 平成23年6月に京都教育大学附属京都中学校同窓会特別会員であった者
3. 本会の目的達成に多大な貢献をした者は、常任理事会の議決を経て、名誉会員となることができる。
4. 退会しようとするものは、その旨を本会に届けて常任理事会の承認を受けるものとする。

### 第3条 会費

1. 平成24年4月以後に京都教育大学附属京都小中学校に入学する者は入学時に終身会費10000円を納入する。
2. 平成23年6月現在で京都教育大学附属京都小中学校に在籍中である正会員の終身会費は別途常任理事会で定める。
3. 平成24年4月以後に京都教育大学附属京都小中学校に転入学及び編入学時に終身会費を納入する。
4. 正会員のうち平成23年6月時点において京都教育大学附属京都小中学校に在籍しない者は終身会費を納付することを要しない。
5. 退会した会員には、既に納入した会費は返還されない。